

## 「企画提案書作成要領」〈医薬品等販売店〉

企画提案書は、以下の必須事項に加え、その他企画提案事項があれば、その内容も盛り込み作成するものとする。

なお、作成にあたっては、様式、形式は任意とし、図、写真、資料等を利用して企画提案の内容をイメージしやすいものとする可。

運営事業者は、自らが提出した企画提案書の内容に従って運営するものとする。

## (1) 5号館店舗における事業計画

## 【評価の項目】

5号館店舗の施設運営をどの様に行う事業計画を立てているかを評価する。

- ① 運営体制及び管理体制
  - ・ 従業員数とその配置
  - ・ 5号館店舗における責任者の経歴、実績等
  - ・ 商品の仕入れ・管理体制(過不足のない仕入れ・商品が不足した際の対応など)
  - ・ 従業員の教育方針(明文化されている場合、写しを添付)
  - ・ 苦情処理(トラブル時の対処方法、本部との連携など：明文化されている場合、写しを添付のこと。)
  - ・ 薬剤師免許の写し(代表者1名分。)
- ② 運営方針
  - ・ 営業上のコンセプト(店作りの考え方、得意とするところ等)
  - ・ 店舗イメージ
  - ・ 顧客満足度向上への取組
- ③ サービス内容の構成
  - ・ 取扱商品の種類
  - ・ 営業時間設定の考え、営業体制(従業員数、配置等)
- ④ 価格及び割引があればその方法(全商品又は一部商品)と割引額及び割引率
- ⑤ 損害賠償保険の加入状況
- ⑥ 支払、決済方法
  - ・ 国費による支払(書類作成、後日銀行振込)への対応の有無
  - ・ 精算方法(電子マネーによる決済方法導入の有無など)

## (2) 衛生管理への取組

## 【評価の項目】

職員のための福利厚生施設の売店として、衛生管理への取組等を評価する。

- ① 衛生管理
  - ・ 従業員の健康管理

(3) その他の取組

【評価の項目】

厚生労働省及び環境省が入居する合同庁舎の福利厚生施設運営事業者として、その施策に関連する取組を評価する。

① 【任意】 障害者雇用の取組

- ・ 50 人以上の企業については、障害者の法定雇用率達成の有無  
(令和元年6月1日時点で未達成の場合、令和2年4月1日までの達成見込)
- ・ 50 人未満の企業については、障害者の雇用実績

② 【任意】ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

- ・ 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書(内閣府局長通達の参考3-1)  
※労働時間の基準を満たすものに限る。
- ・ 次世代法に基づく認定(くるみん認定及びプラチナくるみん認定)に関する基準適合 一般事業主認定通知書(内閣府局長通達の参考3-2から3-4)

なお、労働時間の基準等を見直す厚生労働省令の改正により、くるみん認定については、旧くるみん認定(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)(以下「改正省令」という。))による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定(内閣府局長通達の参考3-2)、新くるみん認定(改正省令による改正後の認定基準に基づく認定)(内閣府局長通達の参考3-3)及びプラチナくるみん認定(内閣府局長通達の参考3-4)があることに留意すること。

- ・ 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)に関する基準適合事業主認定通知書(内閣府局長通達の参考3-5)
- ・ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届(内閣府局長通達の参考3-6)

③ 5号館店舗での環境対策の取組等

- ・ グリーン購入法及び容器包装リサイクル法の適用状況
- ・ ゴミ処理方法
- ・ 地球温暖化対策への具体的な取組(消費電力の節約方法など)
- ・ 環境マネジメントシステム(ISO14001等)の認証取得があるか。  
(第三者による審査登録制度を有するもの)の有無

(4) 賞罰及び業務実績の確認

【確認項目】

企業の賞罰及び業務実績について確認する。

① 賞罰

- ・ 過去5年間の社会信用失墜行為の有無(ある場合は、その時期、内容)

② 業務実績

- ・ 店舗数
- ・ 関連サービスの種類及び内容